

2024年11月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

預金規定の一部改正のお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
今般、預金規定について下記の通り一部改正を行いますのでご案内します。
なお、改正後の預金規定は改正日以降、当金庫ホームページにて閲覧いただけます。当金庫ホームページの閲覧が困難な方は、書面にてお渡しいたしますので、窓口までお申し出ください。

記

1. 改正日

2024年11月13日

2. 改正する預金規定

- (1) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (2) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (3) 期日指定定期預金規定
- (4) 変動金利定期預金規定
- (5) 定額複利預金規定

3. 改正内容

満期自動解約扱いの各定期預金について、証書（通帳）の提出を不要とする取扱いへの変更にあたり、別紙のとおり改正を行います。

以上

本件に関するお問い合わせ先
豊田信用金庫 営業統括部
電話：0565-36-1380

《自由金利型定期預金(M型)規定》

改正前	改正後	備考
新設	<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p><u>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>(1)当該預金は、満期日に自動的に解約され、利息とともに指定の口座へ入金されるものとします。</u></p> <p><u>(2)自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該預金の証書は無効になります。</u></p>	満期自動解約の取扱いについて追記。
以降、条番号繰り下げ	以降、条番号繰り下げ	
<p>13. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)中間利息定期預金の利息については、<u>第12条</u>の規定を準用します。</p>	<p>14. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)中間利息定期預金の利息については、<u>第13条</u>の規定を準用します。</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>17. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第16条</u>第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>18. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第17条</u>第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>18. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)中間利息定期預金の利息については、<u>第17条</u>の規定を準用します。</p>	<p>19. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)中間利息定期預金の利息については、<u>第18条</u>の規定を準用します。</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>20. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第18条</u>第2項の利率、以下これらを「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>21. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第19条</u>第2項の利率、以下これらを「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。

以上

《自由金利型定期預金規定(大口定期預金)》

改正前	改正後	備考
新設	<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p><u>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>(1)当該預金は、満期日に自動的に解約され、利息とともに指定の口座へ入金されるものとします。</u></p> <p><u>(2)自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該預金の証書は無効になります。</u></p>	満期自動解約の取扱いについて追記。
以降、条番号繰り下げ	以降、条番号繰り下げ	
<p>14. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第13条</u>第2項の利率、以下「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>15. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については<u>第14条</u>第2項の利率、以下「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。

以上

《期日指定定期預金規定》

改正前	改正後	備考
新設	<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p><u>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>(1)当該預金は、満期日に自動的に解約され、利息とともに指定の口座へ入金されるものとします。</u></p> <p><u>(2)自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該預金の証書は無効になります。</u></p>	満期自動解約の取扱いについて追記。
以降、条番号繰り下げ	以降、条番号繰り下げ	

以上

《変動金利定期預金規定》

改正前	改正後	備考
新設	<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p><u>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>(1)当該預金は、満期日に自動的に解約され、利息とともに指定の口座へ入金されるものとします。</u></p> <p><u>(2)自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該預金の証書は無効になります。</u></p>	満期自動解約の取扱いについて追記。
以降、条番号繰り下げ	以降、条番号繰り下げ	
<p>13. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>①・・・略・・・(第12条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・(第12条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>14. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>①・・・略・・・(第13条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・(第13条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>16. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(第15条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>17. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(第16条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>19. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>①・・・略・・・(第18条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・(第18条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第17条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>20. (利息)</p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>①・・・略・・・(第19条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)・・・略・・・</p> <p>②・・・略・・・(第18条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第18条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。
<p>22. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(第21条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	<p>23. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(第22条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。

以上

《定額複利預金規定》

改正前	改正後	備考
新設	<p>4. (満期自動解約処理)</p> <p><u>第3条第2項の規定にかかわらず、この預金のうち証書(通帳)に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>(1)当該預金は、満期日に自動的に解約され、利息とともに指定の口座へ入金されるものとします。</u></p> <p><u>(2)自動解約され、指定の口座へ入金された後は、当該預金の証書は無効になります。</u></p>	満期自動解約の取扱いについて追記。
以降、条番号繰り下げ	以降、条番号繰り下げ	
<p>15. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については第13条第2項の利率。)・・・略・・・</p>	<p>16. (利息)</p> <p>(1)・・・略・・・(継続後の預金については第14条第2項の利率。)・・・略・・・</p>	条番号繰り下げによる変更。

以上